

蓮田白岡衛生組合入札保証金取扱基準（入札参加者用）

工事請負等の入札において、以下の保証を必要とします。

1 入札保証金の額について

地方自治法施行（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 7 に規定する入札保証金の額は、見積金額に消費税 10% を乗じた金額の 100 分の 5 以上です。

例) 入札書に 10,000,000 円 と記入する場合

10,000,000 円 × 消費税 10% = 11,000,000 円

11,000,000 円 × 5/100 (100 分の 5) = 550,000 円以上 ← 入札保証金

※注意 入札保証金が必要な入札において、入札保証金の額が見積金額に消費税 10% を乗じた金額の 100 分の 5 に満たない場合の入札は無効となります。

2 入札保証金の納付方法について

(1) 現金又は有価証券（銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手）による場合

ア 納付方法

納入通知書兼領収書発行依頼書（様式第 5-1 号）を作成し、庶務課契約検査担当に納入通知書の作成を依頼して納入通知書（様式第 5-2 号）を受け取ってください。

入札保証金は、組合会計室又は組合指定金融機関の「埼玉りそな銀行蓮田支店」のいずれかで納付してください。

入札保証金の納付期限及び場所	
納入場所	納付期限
組合会計室	入札当日の 1 時間前まで
埼玉りそな銀行蓮田支店	入札日の 2 日前まで（土日祝日含まず）

イ 還付方法

(ア) 落札者の場合

a 契約保証金が必要となる契約の場合、契約保証の一部に充当しますので、契約保証金について工事等主管課と協議をしてください。

b 契約保証金を必要としない契約の場合、当該工事等の契約が締結されるまでは還付できません。契約締結後、契約検査担当に納入通知書兼領収書（納入者保存）の原本を提示し、入札保証金還付請求書（様式第 11-2 号）を提出してください。指定された口座に 3 週間以内に振込みます。

(イ) 不落者の場合

入札保証金は直ちに組合の銀行口座に入金するため、入札当日には還付できません。

契約検査担当に納入通知書兼領収書（納入者保存）の原本を提示し、入札保証金還付請求書（様式第 11-2 号）を提出してください。指定された口座に 3 週間以内に振込みます。

(2) その他の有価証券等※¹による場合

ア 納付方法

有価証券等、保管有価証券納付書（様式第6その1）、保管有価証券受領書（様式第6その2）を、契約検査担当に納入してください。

イ 還付方法

（ア）落札者の場合

a 契約保証が必要となる契約の場合、契約保証の納付等が確認されるまで還付はできませんので、契約保証について工事等主管課と協議をしてください。契約締結後、保管有価証券還付請求書（様式第6その4）及び保管有価証券受取書（様式第6その3）に収入印紙200円を貼付け消印のうえ契約検査担当に提出してください。（還付を請求する日の前日までに契約検査担当までご連絡ください）。

b 契約保証金を必要としない契約の場合、**当該工事等の契約が締結されるまで還付はできません**。当該工事等の契約締結後、保管有価証券還付請求書（様式第6その4）と保管有価証券受取書（様式第6その3）に収入印紙200円※²を貼付け消印のうえ契約検査担当に提出してください。（還付を請求する日の前日までに契約検査担当までご連絡ください）。

（イ）不落者の場合

保管有価証券還付請求書（様式第6その4）と保管有価証券受取書（様式第6その3）に収入印紙200円を貼付け消印のうえ契約検査担当に提出してください。

※¹ 入札保証金に代わる担保となる有価証券等の提供は、次のaからeまでとします。

- a 国債又は地方債
- b 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
- c 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- d 銀行が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- e 銀行に対する定期預金債権

※² 印紙税法（昭和42年法律第23号）第2条に規定する印紙税

3 その他

入札保証金の納付方法を入札日の2日前（土日祝日含まず）までに、契約検査担当までご連絡ください。

○問合せ 蓮田白岡衛生組合 庶務課契約検査担当又は主管課
電話048-766-3738